

葬祭組合告示第4号

平成30年5月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年5月18日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管 理 者 小 坂 泰 久

1. 日 時 平成30年5月28日（月）午後4時00分
2. 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室（2階）
3. 付議事件
 - （1）佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - （2）佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合監査委員の選任について

平成30年5月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会会議録

○招集日時

平成30年5月28日（月曜日）午後4時00分

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室（2階）

○出席議員（8名）

1番	高木大輔	佐倉市議会選出
2番	五十嵐智美	佐倉市議会選出
3番	押尾豊幸（議長）	佐倉市議会選出
4番	森本次郎	四街道市議会選出
5番	長谷川清和	四街道市議会選出
6番	阿部治夫	四街道市議会選出
7番	浜口信昭	酒々井町議会選出
8番	高崎長雄（副議長）	酒々井町議会選出

○欠席議員（なし）

○執行部

管理者	小坂泰久	酒々井町長
副管理者	蕨和雄	佐倉市長
副管理者	佐渡齊	四街道市長

○議案説明のための出席者職氏名

事務局長	川口博之
事務局主幹	中村忍
事務局副主幹	寺本真也
事務局副主幹	織田勝広

会計管理者	内田稔	酒々井町会計管理者
-------	-----	-----------

○構成市町出席職員

佐倉市	井坂幸彦	環境部長
佐倉市	向後昌弘	生活環境課長

四街道市	宇田俊哉	環境経済部長
四街道市	高橋利尚	環境政策課長
酒々井町	芝野芳弘	経済環境課参事兼課長

○議会事務局出席職員

事務局主査補 馬場樹里

○会期

平成30年5月28日（月曜日） 1日

○議事日程

平成30年5月28日（月曜日）午後4時00分開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 議案の上程、質疑、討論、採決

○議案

議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第2号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合監査委員の選任について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会の宣告

午後4時18分 開会

- 議長（押尾豊幸） ただいまの出席議員は8名で、議員定数の過半数に達しております。よって、平成30年5月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会は成立いたしました。
これより佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を開会いたします。
-

◎諸般の報告

- 議長（押尾豊幸） 日程第1、諸般の報告を行います。

初めに、四街道市選出議員の改選がありましたので、ご報告いたします。平成30年3月28日付で森本次郎議員が再選出され、また新たに長谷川清和議員、阿部治夫議員が選出されました。

次に、監査委員より例月出納検査の実施報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

◎議席の指定

- 議長（押尾豊幸） 続いて、日程第2、議席の指定を行います。

今回新たに組合議員が選出されていますので、議席を指定いたします。佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会会議規則第4条第2項の規定により、森本次郎議員の議席は4番、長谷川清和議員の議席は5番、阿部治夫議員の議席は6番に指定をいたします。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（押尾豊幸） 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、議席番号6番、阿部治夫議員及び議席番号8番、高崎長雄議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（押尾豊幸） 次に、日程第4、会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、会議規則第5条第1項の規定により、本日1日といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（押尾豊幸） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決しました。
-

◎議案の上程

- 議長（押尾豊幸） 日程第5、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第2号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（押尾豊幸） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第2号までを一括議題とします。

それでは、管理者に提案理由の説明を求めます。

○管理者（小坂泰久） 議長。

○議長（押尾豊幸） 小坂管理者。

○管理者（小坂泰久） 管理者の小坂泰久でございます。着座にて失礼いたします。本日ここに平成30年5月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙中にもかかわらずご出席を賜りまして、本会議が成立しましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。

また、このたびの組合議会議員の改選に伴いまして、四街道市議会より森本次郎議員、新たに長谷川清和議員、阿部治夫議員をお迎えしての議会であり、それぞれご当選を心よりお祝い申し上げます。引き続き今後のご協力とご指導を切にお願い申し上げます。

さて、ただいまから本臨時会に提案いたしました議案2件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、非常勤職員の育児休業の期間について、子が2歳に達するまで延長できる場合の要件を定めようとするものでございます。

議案第2号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合監査委員の選任についてでございます。組合議員の中からさきの全員協議会で推薦いただいた長谷川清和氏を監査委員に選任したいので、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組規約第12条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、概要について申し上げましたが、細部につきましては事務局より説明をさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（押尾豊幸） ありがとうございます。

続いて、事務局長から議案の補足説明を求めます。

○事務局長（川口博之） 議長。

○議長（押尾豊幸） 事務局長。

○事務局長（川口博之） それでは、議案の説明をさせていただきます。

まず、議案第1号でございます。議案第1号につきましては、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

それでは、赤インデックスの資料のほうをおめくりいただいて、ごらんいただきたいと思います。今回の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴いまして、非常勤職員の育児休業の期間について、子の養育等の事情を考慮いたしまして、特に必要と認められる場合について子が2歳に達する日まで育児休業を延長することができる場合の規定を追加し、関連する規定の整備を行うものがございます。

続きまして、議案第2号でございます。議案第2号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合監査委員の選任につきましては、人事案件でございます。管理者が提案理由で申し上げましたとおり、本組規約第12条第2項の規定に基づき、組合議員の中から選任する監査委員として、四街道市議会選出である

長谷川議員を選任することに議会の同意を求めるものでございます。

なお、略歴等につきましては、議案第2号の資料のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（押尾豊幸） ありがとうございます。

◎質疑、討論、採決

○議長（押尾豊幸） これより従前同様に1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

質疑は、一問一答にてお願いをいたします。

なお、再質問は2回までとさせていただきます。

議案第1号について質疑はございますか。

○2番（五十嵐智美） 議長。

○議長（押尾豊幸） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐智美） この条例改正の、非常勤職員というふうになってはいますが、その適用範囲とこの条例の適用になる職員は今現状としてこの葬祭組合にいらっしゃるかどうか。

○事務局長（川口博之） 議長。

○議長（押尾豊幸） 事務局長。

○事務局長（川口博之） ご質問の適用になる非常勤職員ということでございますが、適用の範囲につきましては1年以上勤務の実績がある者、また日数等を考慮いたしまして適用範囲が決められております。週が3日以上でしたか、あとは年間121日以上というような形で規則のほうで定められているかと思いますが、そちらの非常勤職員が適用になるということでございます。

なお、組合のほうで対象職員がおるかということでございますが、現時点で対象になる職員は1名おりますが、今回の改正に伴いまして直接影響のある職員はおらないところでございます。

以上でございます。

○2番（五十嵐智美） はい。

○議長（押尾豊幸） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐智美） そうすると、適用範囲、日数3日以上というのは、フルタイムの職員の方は適用にはならないということでしょうか。

○事務局長（川口博之） 議長。

○議長（押尾豊幸） 事務局長。

○事務局長（川口博之） フルタイム、非常勤という意味でございますか。以上でございますので、フルタイムの職員であれば、当然適用になるということです。

○2番（五十嵐智美） はい。

○議長（押尾豊幸） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐智美） フルタイムというか、22条と17条の関係なのですけども、17条の職員は適用になるけれども、22条は適用にならないというふうはこの条例はなるということですが、その理解でよろしいですか。

○事務局長（川口博之） 議長。

○議長（押尾豊幸） 事務局長。

○事務局長（川口博之） 今五十嵐議員がお話しいただいたとおり、臨時的任用の者については適用外ということで法律になっておりますので、先ほどお話しした認識でよろしいかと思えます。

○2番（五十嵐智美） はい。

○議長（押尾豊幸） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐智美） 制度改正があつて、今後なのですが、会計年度任用職員というのがこれからあるわけですけれども、これについてはこの条例の適用になるかどうかと、あと今現状としてこの葬祭組合で会計年度任用職員について検討しているかどうかをお聞きします。

○事務局長（川口博之） 議長。

○議長（押尾豊幸） 事務局長。

○事務局長（川口博之） 地方自治法でしたか、の制度改正がございまして、今お話しいただきましたとおり会計年度任用職員というような職員の採用の仕方が新たに改正となったわけですが、それに伴いまして臨時的任用の職員が非常に厳格な理由でないと採用できないというようになってきているわけがございまして。例えば非常に短期的に業務がふえて、その時期だけ臨時的に任用するというような形でない、と、臨時的任用という職員の採用ができないという形になっております。若干今まで職員の採用について曖昧なところがあったということで、法改正で厳格にしていこうという内容になっているかと思えますので、現在私どもで働いている任用の非常勤職員は、全て会計年度職員に移行するような形になろうかと考えております。また、制度につきましては、県であったり近隣の市町村さんの制度の条例等の改正の状況を見させていただきまして、それを参考に私どもでも同様の制度を条例で定めていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（押尾豊幸） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押尾豊幸） 質疑はないようでございます。質疑を打ち切ります。

続きまして、討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押尾豊幸） ないようですので、討論は打ち切ります。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（押尾豊幸） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押尾豊幸） ないようですので、質疑を打ち切ります。

続いて、討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押尾豊幸） ないようですので、討論は打ち切ります。

それでは、議案第2号を採決いたします。

地方自治法第117条の規定により、長谷川清和議員の退場を求めます。

〔5番 長谷川清和退場〕

○議長（押尾豊幸） それでは、お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（押尾豊幸） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり同意されました。

それでは、長谷川清和議員の入場を求めます。

〔5番 長谷川清和入場〕

○議長（押尾豊幸） ただいまの議案第2号は、原案のとおり同意されました。長谷川議員におかれましては、監査委員をよろしくお願いをいたします。

◎閉会の宣告

○議長（押尾豊幸） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて平成30年5月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を閉会いたします。

午後4時33分 閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 押 尾 豊 幸

議 員 阿 部 治 夫

議 員 高 崎 長 雄